

令和8年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

厚生委員長 谷 口 敏 也

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会年月日

- (1) 令和8年8月4日
- (2) 令和8年9月9日
- (3) 令和8年9月30日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第64号 三鷹市子どもの権利に関する条例

この議案は、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を擁護するとともに、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現し、身近な地域社会として子どもの権利を守っていくため、提案されたものであります。

2 議案第66号 三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、新たに設置される三鷹市子どもの権利擁護委員に関し報酬を定めるとともに、三鷹市青少年問題協議会の廃止に伴い、青少年問題協議会委員の職を廃止するほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

3 議案第68号 三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

この議案は、子ども・子育て会議の所掌事項に、こども基本法に基づく市町村こども計画及び子ども・子育て、若者施策に関する規定を加えるほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

以上3件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上3件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本市子どもの権利に関する条例を制定することとした経緯と条例制定に向けた市民意見の聴取及び寄せられた意見への対応について
- ・子ども及び学校関係者等に対する本市子どもの権利に関する条例制定の周知啓発と条例施行3年経過後の見直しに向けた検証の在り方等について
- ・多様な子どもたちから相談や意見等を聞く仕組みづくり等に係る具体的方策と個人情報の取扱いについて
- ・子どもの権利擁護委員の設置に係る考え方と報酬月額の算定根拠について
- ・子どもの権利擁護委員、子ども・若者相談室（仮称）及び既存の市の相談窓口の役割分担と連携等について
- ・三鷹市青少年問題協議会の設立目的と廃止に至った経緯等について
- ・子ども・子育て会議における若者施策の推進に向けた取組の方向性等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市子どもの権利に関する条例について
- ・「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の骨子」に係る市民意見への対応について
- ・三鷹市子どもの権利擁護に関する規則（案）
- ・三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）新旧対照表
- ・三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- ・三鷹市子ども・子育て会議条例（平成25年三鷹市条例第27号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第64号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 蛭澤征剛委員（参政党）

初めに、本条例が掲げる趣旨、そして子どもの権利を尊重し、子どもが安心して成長できる環境をつくることそのものに反対するものではない。しかしながら、条例を制定する以上、その理念だけではなく、条例制定後に生じ得る懸念や、条文が実際の現場にどのような影響を及ぼすのかについても十分に検討する必要がある。その観点から、以下、主な懸念点を申し上げる。

まず、第11条では、市民の役割として、その最後に「市が行う子どもに関する施策に協力する」と明記されている。この規定が目指す趣旨そのものに反対するものではない。しかし、条例における主たる責任主体が三鷹市である一方で、市民に対して「市が行う子どもに関する施策に協力する」ことを明記することは、市民に一方的な責任を求める規定と受け取られる余地がある。

また、市が行う施策の全てが常に適切であるとは限らない。市民に協力を求めるのであれば、市民の自主性や多様な考え方にも十分に配慮する必要があると考える。

次に、第21条第3項についてである。この規定については、その主語や適用範囲から、誰が、どのような場面において、どこまでの役割を負うのかが必ずしも明確ではないという懸念がある。通常、守秘義務などについては、職務上、あるいは一定の立場にあることによって知り得た情報を対象とすることが一般的であると理解している。しかし、この条文の適用範囲が明確でないままであれば、市民の日常生活における発言や情報の取扱いにまで影響を及ぼすのではないかとの懸念が生じる。市民に新たな役割を課す規定については、その対象となる範囲や責任の所在をより明確にする必要があると考える。

さらに、本条例は教育現場や家庭にも広く関係するものであることから、学校現場において必要な教育指導が不当に制約されることはないのか、また子どもの権利と保護者が担う養育、教育上の責任との境界をどのように整理するのかについての懸念点も残る。

子どもの権利を保障することは重要である。しかし、同時に学校には教育を行う責任があり、保護者には子どもの成長を支える責任がある。そして、子ども同士の間にもそれぞれの権利がある。だからこそ、子どもの権利を保障することと、他者の権利や責任との調整について、条例としてより明確な考え方を示す必要があったのではないだろうか。

最後に、条例制定の必要性そのものについてである。市からは、条例を制定しなければ実施できない施策があるわけではないとの答弁もあった。また、三鷹市には既に三鷹子ども憲章が制定されている。そうであるならば、条例を新たに制

定することに力を注ぐよりも、既に示されている理念を具体的な施策として実現することを優先すべきではないだろうか。パブリックコメントにおいても、市民から具体的な施策を求める意見が数多く寄せられている。理念を掲げることだけでなく、その理念を実際の施策として一つ一つ実現していくことこそが子どもの権利を保障するために重要であると考ええる。

繰り返しになるが、子どもの権利を守ることに反対ではなく、この条例によって新たに生じる懸念を解消できないまま条例化することへ反対するものである。

以上の理由から、本条例案については現時点で制定することには賛成できず、反対する。

〔賛成討論〕

(1) 紫野あすか委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

この条例は、2024年より、三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会が設置され、意見を交換しながらつくられた。また、子どもの意見聴取やアンケート、子ども自身が権利について学び語り合うワークショップの開催、市内の小学校1年生から18歳までの子どもたちを対象にアンケートも実施され、当事者である子どもの声も取り入れられた。

パブコメには105件の市民の意見が寄せられた。子どもは1人の人間として尊重され、自分の思いや意見を持ち、それを表明し、自分らしく生きる権利を持っている。この条例は、こうした子どもの権利を三鷹市の市政の基本に明確に位置づけるものであり、大きな意義を持ち、三鷹市の取組をさらに一歩前へ進めるためのものである。

今、子どもを取り巻く社会の環境は様々である。学校に行きづらさを感じている子ども、家庭の中で悩みを抱えている子ども、ヤングケアラーとして家族のケアを担っている子ども、経済的な困難を抱えている家庭の子ども、虐待やいじめ、差別などによって傷ついている子ども、そして自分の悩みや困り事を誰にも相談できずにいる子どももいる。こうした子どもたちにとって、「あなたは、かけがえのない大切な存在です」と三鷹市が条例として明確に示すことには大きな意味がある。

子どもが困ったときに安心して相談できること、子どもが自由に意見を言えること、意見を言ったことで不利益を受けないこと、そして、もしも子どもの権利が侵害されたときには、きちんと救済されること。こうした仕組みを条例の理念にとどめることなく、実際の制度としてしっかり機能させていくことが必要である。相談体制の仕組みや、子どもが気軽に意見を言える環境づくりはこれからの検討である。重要な役割を果たす相談員や権利擁護委員の関わり方、権利擁護の仕組み、社会全体や大人こそが子どもの権利についてきちんと理解をするための

取組等、課題はたくさんある。今後の制度改善や中身の拡充については、丁寧で柔軟な対応を求める。

また、今後、三鷹市の施策を進める際には、継続的に当事者である子どもの声を聞き、その声を市政に反映する仕組みをつくることを求める。子どもの声を聞くことは、社会の中で声を上げにくい人の声を聞くことにもつながる。

るる申し述べたが、本条例が誰もが大切にされるまちづくりの基礎になるものであると考え、本議案に賛成する。

以上の討論の後、議案第64号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次いで、議案第66号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次いで、議案第68号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第69号 三鷹市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

この議案は、入所世帯の定数を改めるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 本条例改正と本市子どもの権利に関する条例の制定を同じ時期にすることとした経緯について
- ・ 母子支援事業と特定妊婦支援事業における利用者の要件及び負担に係る考え方について
- ・ 当該施設の入所世帯数の定数減が入所を希望する世帯に与える影響と近隣自治体の母子生活支援施設等との連携等の状況について
- ・ 母子支援事業と特定妊婦支援事業の委託先である社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団の人員体制及び市との連携の在り方について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例について
- ・ 三鷹市立母子生活支援施設条例（昭和45年三鷹市条例第33号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第69号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 所管事務の調査について
健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。